Tel 048-600-1324

政策広報

関東地方整備局

第171号



◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 日本初の震災復興事業として、横浜港新港埠頭岸壁群が【土木学会選奨土木遺産】に認定されました!
- 2 建設技術展示館リニューアル技術が決定しました
- 3 地域の魅力を発展につなげる「日本風景街道関東優秀活動賞」を選定しました ~優秀活動賞3ルート、特別賞3ルート~
- 4 まちづくり・住まいづくりに関する建政部セミナーの参加者を募集します! ~地域の資源・資金を活用したまちづくりのあり方について~
- 5 水辺のインフラツーリズム マッチング社会実験のお知らせ
- 6 関東地方整備局 ICT アドバイザーを募集します
- 7 11月3日から明治記念大磯邸園の一部を公開
 - ~明治 150 年の歴史を今日に伝える佇まいをご覧頂けます~
- 8 ″地域インフラ″サポートプラン関東 ~「技術者スピリッツ」紹介~

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 インフラの計画的な維持管理・更新に係る取組を進めています! ~国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップ結果を公表~
- 2 令和2年度「水の日」記念行事「水を考えるつどい」開催! (Web 配信) ~全国の皆さんと一緒に、水の大切さを学びましょう!~
- 3 公共越境力養成塾"KAWAREL MIZBERING CAMPUS"を開講!
 - ~水辺は変われる!人で KAWAREL!~
- 4 全国の地方整備局等・地方公共団体・研究機関職員による研究課題発表を行います ~令和2年度 国土交通省 国土技術研究会を開催~
- 5 「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定
 - ~頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進します~

事務局 国土交通省 関東地方整備局 広報広聴対策官室

TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 日本初の震災復興事業として、横浜港新港埠頭岸壁群が【土木学会選奨土木遺産】に認定されました!

関東地方整備局 港湾空港部

国土交通省関東地方整備局及び横浜市が所有する「横浜港新港埠頭岸壁群」(横浜市中区) が、令和2年度の土木学会選奨土木遺産に認定(9月28日)されました。

横浜港新港埠頭は、1905 年(明治 38)に完成した埠頭方式岸壁と陸上施設(荷役施設、倉庫、鉄道、道路、税関)を完備した日本で初の近代的な埠頭です。

関東大震災 [1923年(大正 12年9月1日)] により、横浜港新港埠頭は壊滅的な被害を受けましたが、我が国初の震災復興事業として、わずか 1.5年という短期間で復旧し、その後の横浜港及び日本の発展に大きく寄与しました。

名称:横浜港新港埠頭関東大震災復興岸壁群

評価された点:被災した岸壁の復旧方法は、当時知見が無いなかで実施した震災復興事業

であること。

評価された技術:水中コンクリートや袋詰めコンクリートの建設技術や船舶掃海技術、海

中障害物撤去技術等の先駆けとなった。

施工期間:着手◆大正 12 年 11 月~竣工◆大正 14 年 3 月 約 1.5 年間

施工主体:内務省横浜土木出張所、横浜税関

※土木学会選奨土木遺産の認定制度とは

土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資することを目的として、平成 12 年度に創設されました。

(Web アドレス http://committees.jsce.or.jp/doboku isan/)県)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000323.html

2. 建設技術展示館リニューアル技術が決定しました

関東地方整備局 企画部 関東技術事務所

関東地方整備局では、常に新しい技術の展示を目的に 2 年に 1 回建設技術展示館の展示物をリニューアルしています。

この度、第 15 期の展示技術として「Society5.0 を実現する新技術」、「防災・減災・国土強靱化、インフラ長寿命化技術」をテーマに募集し、御応募いただいた技術を審査した結果、展示技術を本文資料(PDF)別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。

【第 15 期展示技術】

Society 5.0 を実現する新技術(33 者)

(内訳)

a.i-Construction の取組:28者

b.ロボットによる技術:1者

c.ビックデータ等を活用した人工知能(AI)による技術:2者

d. その他の Society 5.0 を実現する新技術: 2 者

防災・震災・国土強靱化、インフラ長寿命化技術(60 者) (内訳)

a.防災·減災対策技術:23者

b.補修・メンテナンスの新技術: 19者

c.状態把握のモニタリング技術:2者

d.その他の防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術:16者

第 15 期リニューアルオープンは令和 2 年 11 月下旬~12 月上旬を予定しております。

※建設技術展示館については下記のホームページをご覧ください。

関東技術事務所ホームページ: https://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index005.html
建設技術展示館ホームページ: http://www.kense-te.jp/

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000787.html

3. 地域の魅力を発展につなげる「日本風景街道関東優秀活動賞」を選定しました ~優秀活動賞3ルート、特別賞3ルート~

関東地方整備局 道路部

日本風景街道とは、道を舞台に、多様な主体による協働のもと、地域資源を活かした多様で質の高い風景の形成、地域の活性化、観光の振興を図るもので、全国で 144 ルート、うち関東管内では 21 ルートが登録されています。

風景街道関東地方協議会では、創意工夫のもと地域の魅力を発展させ、他のルートの更なる活動推進に繋がる取り組みを行ったルートに対し表彰を行っています。

このたび、平成 31 年度の活動を対象に、日本風景街道関東優秀活動賞として、優秀活動賞 3 ルート、特別賞 3 ルートを選定いたしました。

【関東優秀活動賞選定結果】

- □優秀活動賞〔地域活性化への寄与部門〕 『いたこ あやめ 花街道』(茨城県)
- □優秀活動賞〔美しい国土景観の形成部門〕 『時空から天空への道 日光街道』(栃木県)
- □優秀活動賞〔観光振興への寄与部門〕 『秩父路ルネッサンス』(埼玉県)

□特別賞

『千曲川・花の里山風景街道』(長野県)

『南房総・花海街道』(千葉県)

『ぐるり富士山風景街道』(静岡県・山梨県)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000307.html

4. まちづくり・住まいづくりに関する建政部セミナーの参加者を募集します! ~地域の資源・資金を活用したまちづくりのあり方について~

> 関東地方整備局 建政部

関東地方整備局建政部では、地域のまちづくり・住まいづくりに関する支援の一つとして、各種セミナーを開催しています。

今回は、当初2月26日に開催を予定し、延期となっておりました「建政部セミナー」、「建政部・金融セミナー」をWeb上で開催します。

地方公共団体の方々、地域金融機関の方々のみならず、まちづくり・住まいづくりに携わる方々を広く対象としていますので、積極的なご参加をお待ちしています。

1. 日時:

令和 2 年 11 月 16 日(月) 14 時 00 分~16 時 15 分

2. 形式:

ストリーミング配信(参加費無料)

参加者は、申込み時の申込書や当日の配信動画チャット欄にて、ご意見・質問をお寄せいただけます。インターネット接続に係る通信料等は、各自負担となりますのであらかじめご了承ください。また、安定した通信環境での参加を推奨いたします。

- 3. プログラム
- (1)14 時 00 分~15 時 45 分
 - リレートーク
 - (1)「まちづくりファンドを活用した想いが描けるまちづくり」 津久井真澄氏(桐生信用金庫理事長)

川口貴志氏(株式会社アンカー代表取締役社長)

- (2)「不動産特定共同事業を活用した空き家再生まちづくり」 福田和則氏(株式会社エンジョイワークス代表取締役)
- (3)「埼玉縣信用金庫におけるまちづくりへの取組みについて」 齋藤邦裕氏(埼玉縣信用金庫地域創生部部長)
- ※各講師の略歴については、本文資料(PDF)別紙1をご参照ください。
- (2) 15 時 45 分~16 時 15 分

質疑応答等

4. 定員:

300名(応募多数の場合は人数調整をお願いする場合があります。)

5. 参加申込み

参加希望の方は、本文資料 (PDF) 別紙 2 により、11 月 6 日 (金) までにメールでお申し込みください。

申込期限後に、申込者に対して説明会参加方法の案内をメールで送付します

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000050.html

5. 水辺のインフラツーリズム マッチング社会実験のお知らせ

関東地方整備局 河川部

河川管理施設を観光資源として活用したい旅行事業者を募集します!

機能や効果の重要性を PR したい河川管理施設(シーズ)とインフラを観光資源として活用したい旅行事業者(ニーズ)をマッチング・広報支援する社会実験を行います。

- (1)対象施設(ダム除く)
 - 1) 河川管理施設(関東地方整備局河川事務所管理)
 - 2)上記と密接に連携した施設
- (2)支援内容
 - 1) ツアー希望の河川管理施設と現場の情報提供
 - 2) 施設管理者等によるガイド協力
 - 3) 造成されたツアーの PR
- (3)募集期間

令和2年11月末まで(応募有り次第マッチング)

(4)詳細:

(本文資料(PDF)別紙 1)「水辺のインフラツーリズム・マッチング社会実験要領」参照

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000561.html

6. 関東地方整備局 ICT アドバイザーを募集します

関東地方整備局 企画部

- ・関東地方整備局ではICT施工の推進のため、ICTアドバイザー制度を設置します。
- ・ICT アドバイザー制度では、地域の施工者や発注者が持つ活用時の疑問点や技術選定の 課題などに対する助言、技術的指導により、ICT 施工の普及を加速する役割を担ってい ただくものです。
- ・設置に伴い、ICT施工の技術や知見を持ち普及促進の支援に賛同できる方を、ICTアドバイザーとして募集します。

【募集の概要】

募集対象:

工事又は関連業務における ICT 施工の実績(元請又は下請)

ICT 施工に関するアドバイスや普及・支援活動などの実績 上記事項の実績を持つ行政機関、法人・団体

募集期間:

令和2年10月26日~11月27日まで

・合わせて、問合せ窓口を ICT メールセンターとして設置することと、3D チャレンジ型 (試行)を本年度も実施していることをお知らせいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000792.html

7. 11 月 3 日から明治記念大磯邸園の一部を公開 ~明治 150 年の歴史を今日に伝える佇まいをご覧頂けます~

> 国営昭和記念公園事務所 神奈川県 大磯町

国土交通省関東地方整備局は、「明治 150 年」関連施策の一環として、神奈川県及び大磯町と連携し、大磯町に位置する伊藤博文邸跡(旧滄浪閣)等の建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園」として整備する事業を進めております。

今般、第一期開園として、11月3日(火曜日・祝日)から、旧大隈重信別邸庭園及び陸奥 宗光別邸跡庭園の一部区域を公開することに決定致しましたので、お知らせします。

【明治記念大磯邸園第一期開園について】

開園日時 令和2年11月3日(火曜日・祝日)13時00分から

開園時間 9時00分~16時30分(最終入園は16時00分まで)

※11月3日(火曜日・祝日)のみ13時00分~開園

休園日 毎週月曜日

※月曜日が祝日の場合は翌日

年末年始

入園料 無料

開園内容 旧大隈重信別邸庭園及び陸奥宗光別邸跡庭園の一部区域をご覧になれます。

- ※現在整備中である未開園エリア、各邸宅建物内についての一般来園者の立入はできません。
- ※現在、整備中のため、駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。
- ※詳細は本文資料(PDF)別紙を参照下さい。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/showa_00000054.html

8. "地域インフラ"サポートプラン関東 ~「技術者スピリッツ」紹介~

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、344 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. インフラの計画的な維持管理・更新に係る取組を進めています! ~国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップ結果を公表~

国土交通省では、インフラ長寿命化計画(行動計画)※1に基づき、インフラの計画的な維持管理・更新に取り組んでいます。この度、令和元年度末(令和2年3月末時点)における国土交通省の取組状況をとりまとめました。

※1 国土交通省が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取 組の方向性を明らかにする計画。

(計画期間:平成26年度~令和2年度)

【ポイント】

- ○国土交通省が所管する多くの分野において、施設の点検を概ね順調に実施しています。 一方で、点検結果に基づき修繕を実施しているものの、修繕措置が遅れている分野もあります。
- 〇政府の方針に基づき令和2年度までに策定することとされている個別施設計画*2は、多くの分野で策定が進んでいます。
- 〇国が管理する施設のインフラ老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体等が個別施設計画に基づき実施するインフラ老朽化対策への支援に引き続き取り組みます。
 - ※2 行動計画に基づき、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画。個別施設計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000143.html

2. 令和2年度「水の日」記念行事「水を考えるつどい」開催! (Web 配信) ~全国の皆さんと一緒に、水の大切さを学びましょう!~

例年、「水の日」である8月1日頃に開催している「水を考えるつどい」は、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、秋以降に延期することとしていましたが、今般、新たな取組として、Web 配信で開催することとしました。

全国の皆さんと一緒に、水循環を学ぶとともに、本年6月に閣議決定された新たな「水循環基本計画」に基づく水循環施策について、有識者の方々からご意見を伺います。

<水を考えるつどい>(※詳細は別添参照)

【配信日時】令和2年11月7日(土)10:00公開予定(約1時間程度)

【配信方法】You Tube (MLIT channel)

【配信 URL】令和2年10月末頃、以下で発表予定です。

- 国土交通省 Twitter (@MLIT_JAPAN)
- ·国土交通省水資源部 HP

(URL:https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000024.html)

【配信内容】

- ●主催者代表挨拶
 - ●第1部
 - 沖先生の「水循環入門講座」
 - ・全日本中学生水の作文コンクールの内閣総理大臣賞受賞者による作文の朗読
 - ●第2部
 - ・新たな水循環基本計画の始動 ~令和から始まる新・水戦略~
 - ※本配信動画は、土木学会認定 C P D プログラムです。(JSCE20-0675 1.0 単位) 単位の取得方法については、上記の国土交通省水資源部 HP に掲載します。

水循環基本法(平成26年施行)において、8月1日を「水の日」と定めています。 「水の週間」(「水の日」を初日とする1週間)では、例年、地方公共団体やその他関係団体の協力を得ながら、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000121.html

3. 公共越境力養成塾"KAWAREL MIZBERING CAMPUS"を開講! ~水辺は変われる!人で KAWAREL!~

ミズベリングは、これまで水辺(MIZBE)という公共空間を活かす取り組みや人々との輪(RING)を拡げてきました。

これらの取り組みでは、河川管理者や沿川自治体のみならず、市民団体や民間企業等の水辺を愛する人々(ミズベリスト)が官民の境界を越えて主体的に関わる行動力、つまり「公共越境力」が成功の最大の秘訣と言えます。

そこで、ミズベリングのスペシャリストが「公共越境力」のノウハウを未来のミズベリストと存分に分かち合い、新たな水辺(MIZBE)のリノベーション(R)が全国各地で進行(ING)することを目指し、WEB講座 公共越境力養成塾"KAWAREL MIZBERING CAMPUS"を開

講します。

【募集概要】

1) 募集対象

かわまちづくりなどの水辺空間の活用に取り組む意欲のある市区町村、都道府県、国 や市民団体、民間企業の方(別紙-1参照)

2) 定員

約50名(※定員を超える場合は、参加理由により選考します。)

3) カリキュラム

「水辺のまちづくり」「水辺のつながり」「水辺とあんしん」の3つの視点を取り入れた講義や質疑応答、グループセッション、グループ代表者による発表等を実施予定(別紙-2参照)

4)参加費

無料

5) 申し込み方法

下記HPよりお申込みください。

- ・KAWAREL MIZBERING CAMPUS ウェフ゛サイト (http://kaware12020.mizbering.jp/)
- 6) 募集期間

令和2年10月15日(木)~11月2日(月)

7) その他

本 WEB 講座の講義等は全て WEB 配信します。受講者以外の方も視聴できます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000145.html

4. 全国の地方整備局等・地方公共団体・研究機関職員による研究課題発表を行い ます ~令和 2 年度 国土交通省 国土技術研究会を開催~

令和2年11月5日(木)、6日(金)に、地方整備局等・地方公共団体・研究機関の職員により研究課題の発表を行う国土技術研究会をオンラインで開催します。また、6日(金)午後には、筑波大学教授/CYBERDYNE CEOの山海 嘉之氏による特別講演を行います。

- 国土技術研究会は、国土交通省所管の住宅・社会資本整備行政に係る技術課題等について、本省、特別の機関、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、試験研究機関等が連携を図りつつ調査・研究を行い、議論を重ねることにより、技術の向上と行政への反映を図ることを目的として毎年開催しており、今年で74回目を迎えます。
- 〇 全国の地方整備局等・地方公共団体・研究機関職員が研究発表を行い、今年度は新型 コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から発表はリモートで行います(一般も聴講可能)。
- 〇 また、国土技術開発賞受賞技術や建設技術研究開発助成制度成果の報告を同時実施し ます。

日時:令和2年11月5日(木)、6日(金) 詳細はHPをご覧ください。

場所:中央合同庁舎2号館および3号館(東京都千代田区霞が関2-1-2他)

(オンライン開催)

概要:11月5日(木) 自由課題(一般部門(安全・安心、活力)、イノベーション部門)

建設技術研究開発助成制度成果報告

1 1月6日(金) 自由課題(アカウンタビリティ部門)、ポスターセッション、指定課題 国土技術開発賞受賞技術報告、特別講演、表彰式

聴講:新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として WEB 上での聴講となります。

(参考) 令和2年度 国土交通省国土技術研究会:

http://www.mlit.go.jp/chosahokoku/giken/index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000743.html

5. 「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 〜頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進します〜

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえて、立地適正化計画において記載する居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が、10月20日に閣議決定されました。

1. 背景

居住誘導区域は、都市の居住者の居住を誘導すべき区域であり、都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。)第 81 条第 2 項に基づき、市町村が住宅 等の立地の適正化を図るために作成する立地適正化計画において記載するものとされて います。

また、居住誘導区域は、法第81条第19項の規定により、居住誘導区域内の安全性を確保する観点から、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(住宅の建築が禁止されているものに限る。)等について定めないこととされています。

今般、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)により、近年の災害の頻発・激甚化を踏まえて、立地適正化計画において防災指針(法第81条第2項第5号)を記載することとするなど、防災を主流化するための立地適正化計画の強化を内容とする法改正を行ったところです。

本法改正の趣旨を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)を改正し、災害危険区域以外の災害時に人命・財産上の被害に直結するおそれが高いエリア(いわゆる災害レッドゾーン)についても、居住誘導区域を定めない区域に追加するものです。

2. 概要

災害危険区域に加えて、災害リスクの高い区域である地すべり防止区域※、急傾斜地 崩壊危険区域※及び土砂災害特別警戒区域について、居住誘導区域を定めない区域に追 加することとします。

- ※ 地すべり防止工事・急傾斜地崩壊防止工事及びこれらの工事の効果を継続させるための維持管理に係る措置を実施することにより、区域内の住宅の安全性が確保されている場合は、居住誘導区域を定めない区域とはしないこととします。
- 3. スケジュール

公 布:令和2年10月23日(金)/施 行:令和3年10月1日(金)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000163.html